５　事業者は、他の者に委託して使用済携帯電話用装置の回収をする場合にあっては、当該回収を受託した者に対し、当該回収の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

６　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済携帯電話用装置の自主回収の実施の状況を毎年度公表するものとする。

７　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するため、使用済携帯電話用装置の自主回収をしている旨を、携帯電話用装置及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載等の方法により、消費者に対し、情報の提供を行うものとする。

８　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収に関する定量的な目標を設定し、使用済携帯電話用装置の自主回収の実効の確保のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

９　事業者は、使用済携帯電話用装置の自主回収をする場所その他使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済携帯電話用装置の自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（再資源化の目標に関する事項）

第二条　事業者は、前条第一項の規定による自主回収及び第四条第一項の規定による引取りに係る使用済携帯電話用装置（携帯電話用装置として利用することができる状態にされるものを除く。）の部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該リチウム蓄電池の総重量に対する割合についての目標を、百分の三十を下回らない範囲内において定めるものとする。

（再資源化の実施方法に関する事項）

第三条　事業者は、第一条第一項の規定による自主回収又は第四条第一項の規定による引取りをしたときは、遅滞なく、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、使用済携帯電話用装置の部品として使用されたリチウム蓄電池のうち、リチウム、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすることとする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、当該使用済携帯電話用装置を携帯電話用装置として利用できる状態にすることを妨げるものではない。

３　事業者は、他の者に委託して使用済携帯電話用装置の再資源化をする場合にあっては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

４　事業者は、単独に又は共同して実施した使用済携帯電話用装置の再資源化の実施の状況を毎年度公表するものとする。

（市町村との連携に関する事項）

第四条　事業者は、当該事業者が製造等をした使用済携帯電話用装置について市町村から引取りを求められたときは、当該使用済携帯電話用装置を引き取るものとする。

２　事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

（その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項）

第五条　事業者は、前各条の規定により使用済携帯電話用装置の自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
六年以下	年一分六厘五毛
六年を超え七年以下	年一分七厘五毛
七年を超え八年以下	年一分八厘五毛
八年を超え十年以下	年一分九厘五毛
十年を超え十一年以下	年二分五毛

改正前	
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とする。	
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	
償還期限	利率
五年以下	年一分六厘五毛
五年を超え六年以下	年一分七厘五毛
六年を超え七年以下	年一分八厘五毛
七年を超え九年以下	年一分九厘五毛
九年を超え十年以下	年二分五毛